

令和3年（行ノ）第4号行政上告受理申立て事件

申立人 沖縄県

相手方 国

上告受理申立て理由要旨

令和4年2月24日

最高裁判所 御中

申立人代理人 弁護士 加藤 裕

同 弁護士 仲西 孝浩

同 弁護士 松永 和宏

同 弁護士 宮國 英男

上記当事者間の行政上告受理申立て事件の上告受理申立ての理由の要旨は、以下のとおりである。

沖縄県知事が沖縄防衛局に対して、公水法に基づく埋立承認取消処分を行ったところ、地自法 255 条の 2 に基づく審査請求がなされ、国土交通大臣が取消処分を取り消す旨の裁決をなしたため、沖縄県が裁決の取消訴訟を提起した事案について、原告適格を欠くものとした原判決には、以下のとおり、行訴法 9 条の解釈適用を誤った違法がある。

- 1 憲法の地方自治の本旨と適合的に解釈するなら、裁決に対する抗告訴訟が認められなければならないこと

憲法は、その支配意思の形成に住民が関与した地方公共団体の国に対する自律権を制度的に保障しており（住民自治、団体自治）、地方公共団体の行政執行権は内閣の下にはない。

かかる憲法原理が妥当している現行法秩序においては、立法府が地方公共団体に割り振った事務について、国の違法な関与に対しては救済手段が法定されていなければならず、現行法制度では、裁決に対する抗告訴訟がこれにあたる。

- 2 行訴法 9 条の「法律上の利益」が私的権利利益に限定されないこと

行訴法 9 条の「法律上の利益」は、最高裁昭和 37 年 4 月 12 日判決・民集 16 卷 4 号 781 頁に照らせば、私的権利利益に限定されるものとして立法されておらず、固有の資格において国や地方公共団体や名宛人となる処分が存在し、また現実に私的権利利益に基づかずに提訴が認められている抗告訴訟が存在することからしても、私的権利利益に限定されるものではない。

- 3 本件において申立人に原告適格が認められること

沖縄県は公水法の権限行使により形成される公法上の法律関係の当事者たる地位を有し、また公有水面の公物管理権を有しているところ、本件裁決の法効果が及ぶため、裁決の準名宛人（あるいは名宛人）として、原告適格を有する。